

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	税 務 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の再開	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
○長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
・道路の供用開始（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	税 務 課
・一般競争入札の実施	税 務 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課

## 告 示

### 長崎県告示第669号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する特定役務の種類
  - 県税総合システム運用保守業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格
- (1) 令和2年4月1日から申請書の提出期限までにおいて、都道府県との間で、当該業務と類似する業務に関する業務委託契約を締結した実績が1件以上あること。
- (2) 申請書の提出日現在で有効な、プライバシーマーク（JIS Q 15001）の付与、又は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）を受けていること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3の資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から、令和5年11月17日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
- 入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 誓約書
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- コ 印鑑届（様式第2号）
- サ 3の(1)を証する書類（契約書の写し等）
- シ 3の(2)を証する書類（認定証の写し等）
- ※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。
- ※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部税務課

(電話) 095-895-2216

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第670号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
有限会社 永瀬永寿堂	有限会社 永瀬永寿堂 代表取締役 永瀬 正義	長崎県対馬市厳原町今屋敷740	令和5年9月1日	令和11年8月31日
医療法人 八尾医院	医療法人八尾医院 理事長 八尾 榮一	長崎県諫早市有喜町244番地1	令和5年9月1日	令和11年8月31日
溝上薬局中安徳店	株式会社ミズ 代表取締役 溝上 泰興	長崎県島原市中安徳町4366-1	令和5年9月1日	令和11年8月31日
こぐま薬局	株式会社よっしー 代表取締役 小崎 巧隆	長崎県諫早市西里町24-8	令和5年8月1日	令和11年7月31日
医療法人 とみやす在宅クリニック	医療法人 とみやす在宅クリニック 理事長 富安 志郎	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免953番地1	令和5年8月1日	令和11年7月31日
しらいし胃腸クリニック	医療法人社団 公孫樹 理事長 白石 円樹	長崎県西彼杵郡時津町野田郷48-2	令和5年8月16日	令和11年8月15日
日本調剤 永昌薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 三津原 庸介	長崎県諫早市永昌東町22-5	令和5年10月1日	令和11年9月30日
有限会社みどり薬局 田平薬局	有限会社みどり薬局 代表取締役 松本 良子	長崎県平戸市田平町山内免字堂素根413	令和5年10月23日	令和11年10月22日
せいひ調剤薬局	株式会社健寿ヘルスケア 代表取締役 近藤 健	長崎県西海市西彼町喰場郷1336番地14	令和4年8月1日	令和10年7月31日
健康堂薬局ありえ店	株式会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県南島原市有家町蒲河字坂口416-2	令和5年8月1日	令和11年7月31日

医療法人 しらくら歯科医院	医療法人しらくら歯科医院 理事長 白倉 政男	長崎県島原市有明町湯江 丙4番地4	令和5年9月1日	令和11年8月31日
医療法人社団光楓会 満岡内科・循環器科	医療法人社団光楓会満岡内 科・循環器科 理事長 満岡 渉	長崎県諫早市金谷町4- 1	令和5年9月17日	令和11年9月16日
医療法人 宮本外科	医療法人宮本外科 理事長 宮本 俊吾	長崎県諫早市西栄田町 683番地	令和5年9月1日	令和11年8月31日
吉原歯科診療所	吉原 弘泰	長崎県諫早市栄町7-13	令和5年9月24日	令和11年9月23日
きい歯科矯正歯科クリ ニック	紀伊 康信	長崎県大村市須田ノ木町 991番地8	令和5年9月18日	令和11年9月17日
巖歯科医院	巖 圭庫	長崎県松浦市御厨町里免 322-4	令和5年9月1日	令和11年8月31日
才津歯科医院	才津 学	長崎県五島市幸町2-3	令和5年9月20日	令和11年9月19日
医療法人社団 ひらゆ 医院	医療法人社団ひらゆ医院 理 事長 平湯 秀司	長崎県雲仙市小浜町北野 1069	令和5年9月1日	令和11年8月31日
医療法人 南風会 浦 上病院	医療法人南風会 理事長 浦 上 裕彦	長崎県南島原市南有馬町 甲1285-1	令和5年9月1日	令和11年8月31日
医療法人有心会 池田 循環器科内科	医療法人有心会池田循環器科 内科 理事長 池田 重成	長崎県南島原市有家町山 川347番地1	令和5年9月1日	令和11年8月31日
あけぼの薬局	有限会社サンテ 代表取締役 小島 智彦	長崎県南島原市布津町乙 1856-1	令和5年9月7日	令和11年9月6日
医療法人 渡辺歯科医 院	医療法人渡辺歯科医院 理事 長 渡邊 威文	長崎県西彼杵郡長与町吉 無田郷35番地3	令和5年9月27日	令和11年9月26日
とおやま内科	遠山 杏子	長崎県西彼杵郡時津町浦 郷301番地22	令和5年9月17日	令和11年9月16日
医療法人 中村眼科医 院	医療法人中村眼科医院 理事 長 園田 恭志	長崎県島原市中町829	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人翔南会 山崎 産婦人科医院	医療法人翔南会 理事長 山 崎 健太郎	長崎県島原市湊町350	令和5年10月1日	令和11年9月30日
いかり内科クリニック	猪狩 康子	長崎県諫早市福田町6 -32	令和5年10月29日	令和11年10月28日
医療法人 前田小児科	医療法人前田小児科 理事長 前田 秀典	長崎県諫早市城見町22番 11号	令和5年10月1日	令和11年9月30日
野口歯科医院	野口 哲	長崎県諫早市栄田町6 -23	令和5年10月1日	令和11年9月30日
こはく堂薬局	株式会社こはく堂 代表取締 役 福島 保悦	長崎県諫早市東小路町 10-16	令和5年10月1日	令和11年9月30日
長崎医院	医療法人一省会 理事長 長 崎 省吾	長崎県大村市寿古町767 番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人 みね内科ク リニック	医療法人みね内科クリニック 理事長 峯 豊	長崎県大村市富の原1丁 目1101番地3	令和5年10月1日	令和11年9月30日

そえじま薬局	副島 博通	長崎県大村市木場1-946-4	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人純健会 しおざわ内科消化器科	医療法人純健会しおざわ内科消化器科 理事長 塩澤 健	長崎県平戸市田平町小手田免946	令和5年10月1日	令和11年9月30日
平戸市立生月病院	平戸市長	長崎県平戸市生月町山田免2965番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
平戸市国民健康保険大島診療所の山出張所	平戸市長	長崎県平戸市大島村の山川内796番地1	令和5年10月1日	令和11年9月30日
株式会社エム. エス. ファーマシー ひらど中央薬局	株式会社エム. エス. ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県平戸市草積町字石原田前1166-1	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人 中山レディースクリニック	医療法人中山レディースクリニック 理事長 中山 吉則	長崎県松浦市志佐町里免297番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
佐須出張診療所	対馬市長	長崎県対馬市厳原町小茂田713番地4	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人 山本皮膚科医院	医療法人山本皮膚科医院 理事長 山本 憲嗣	長崎県五島市福江町3番13号	令和5年10月1日	令和11年9月30日
株式会社 福江薬局 濠前店	株式会社 福江薬局 代表取締役 菅原 正典	長崎県五島市武家屋敷1丁目1番32号	令和5年10月24日	令和11年10月23日
山口歯科医院	山口 賢治	長崎県西海市西彼町八木原郷1770-1	令和5年10月15日	令和11年10月14日
大串歯科医院	大串 亮	長崎県西海市西海町丹納郷字十二方1943-1	令和5年10月26日	令和11年10月25日
いのうえ歯科医院	井上 康一郎	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷90-1	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人社団英仁会 愛野ありあけ病院	医療法人社団英仁会 理事長 福田 英二	長崎県雲仙市愛野町甲370番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人 博愛会 哲翁病院	医療法人博愛会 理事長 哲翁 正博	長崎県南島原市口之津町甲1181	令和5年10月1日	令和11年9月30日
明島整形外科医院	医療法人杏林堂 理事長 明島 淳民	長崎県南島原市布津町乙1859-2	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人新緑会 長崎けやき医院	医療法人新緑会 理事長 山下 三千年	長崎県西彼杵郡長与町高田郷3607番地1	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人常葉会 長与病院	医療法人常葉会 理事長 本多 光幸	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷647番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
にし歯科医院	西 孝宏	長崎県西彼杵郡長与町まなび野3丁目6-1	令和5年10月12日	令和11年10月11日
鉦先医院	医療法人行清会 理事長 鉦先 清一郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷520-5	令和5年10月1日	令和11年9月30日
うちだ調剤薬局「時津店」	有限会社 ひろお 代表取締役 内田 直樹	長崎県西彼杵郡時津町浦郷301-22	令和5年10月1日	令和11年9月30日

株式会社エム. エス. ファーマシー 川棚中央薬局	株式会社エム. エス. ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷389-6	令和5年10月1日	令和11年9月30日
医療法人蓮輪会 はすわ診療所	医療法人蓮輪会 理事長 別府 俊治	長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷1272番地	令和5年10月1日	令和11年9月30日
はいき歯科医院	早岐 誠	長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷480-1	令和5年10月1日	令和11年9月30日

**長崎県告示第671号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

（再 開）

医療機関名	開設者	所在地	再開年月日
小嶺歯科診療所	小嶺 展希	長崎県諫早市多良見町化屋字浜田1813	令和5年9月11日

**長崎県告示第672号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
こぐま薬局	小崎 巧隆	長崎県諫早市西里町24-8	令和5年7月31日
とみやす在宅クリニック	富安 志郎	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免953番地1	令和5年7月31日

**長崎県告示第673号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
せいひ調剤薬局	長崎県西海市西彼町喰場郷1336番地14 株式会社健寿ヘルスケア 代表取締役 近藤 健	長崎県西海市西彼町喰場郷1336番地14 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和5年9月1日

**長崎県告示第674号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	高橋 斉章	長崎県諫早市川床町 381ハイツ桜川102	幸町接骨院	長崎県諫早市幸町 54-1	令和5年8月21日
柔道整復	下條 広司	長崎県西彼杵郡長与 町高田郷2557-4			令和5年4月1日
はり・きゅう	小森 瑛哲	長崎県西彼杵郡時津 町浜田郷776-8-201			令和5年10月19日
柔道整復	寺崎 和政	長崎県佐世保市下宇 戸町614	イロドリ整骨院	長崎県松浦市志佐町 里免384-1	令和5年10月2日
柔道整復	本多 真美	長崎県南島原市布津 町丙1646-19 A棟			令和5年10月19日

**長崎県告示第675号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復	桑原 亮治	長崎県諫早市栗面町 278-27	くわはらS.O.T整骨 院	長崎県諫早市長野町 1485-12	平成29年2月1日
新	はり・きゅう			くわはらS.O.T鍼灸 整骨院		

**長崎県告示第676号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	高橋 斉章	長崎県諫早市川床町 381ハイツ桜川102			令和5年8月26日

柔道整備	古賀 達也	長崎市滑石5丁目9-21-304			令和5年10月3日
------	-------	------------------	--	--	-----------

**長崎県告示第677号**

長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 子ども未来課関係						別表（第2条関係） 子ども未来課関係					
区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～18 略						1～18 略					
19	長崎県 就学前 教育・ 保育施 設整備 補助金	認定こ ども園の整 備を図る ことによ り、こ どもを安心 して育て ることが 出来る体 制の整備 を促進す る。	幼稚園型認定こ ども園の施設の 整備に要する経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。	3分の1 以内。た だし、地 震による 倒壊の危 険性が高 いもの 耐震化に 係るもの は2分の 1以内と する。	学校法 人						
20～26 略						19～25 略					

**長崎県告示第678号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎畷刈線	長崎市滑石3丁目318番3地先から 長崎市大園町355番6地先まで	令和5年10月31日

**長崎県告示第679号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日



一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町一関免字米ノ山165番地先から 平戸市田平町一関免字米ノ山198番6地先まで	令和5年11月2日
---------------	-------------------------------------------------	-----------

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

県税総合システム運用保守業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
県税総合システム運用保守業務委託
- (2) 業務の仕様等  
別添「県税総合システム運用保守業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 履行場所  
長崎県総務部税務課
- (5) 入札の方法

ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

#### 2 入札参加資格

県税総合システム運用保守業務委託に関する令和5年10月31日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部税務課

（電話）095-895-2216

（提出期限）令和5年11月17日17時00分

#### 4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く。）を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

#### 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部税務課

（電話）095-895-2216

#### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

#### 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和5年11月17日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

長崎県総務部税務課ホームページ上にも掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 開札の日時及び場所

(日時) 令和5年12月14日13時30分

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年12月13日17時00分(必着)

(提出先) 長崎県総務部税務課

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。

郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。

郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が

代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Maintenance and Administration for Prefectural tax Systems, 1set
- (2) Fulfillment period:  
From April 1, 2024 to September 30, 2027
- (3) Fulfillment place:  
3-1, Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefecture
- (4) Time-limit for tender:  
17:00 December 13, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:  
13:30 December 14, 2023
- (6) Point of Contact:  
Tax Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1, Onoue-machi, Nagasaki, 850-8570, Japan  
TEL 095-895-2216

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン夢彩都  
長崎県長崎市元船町14番49外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社イズミ  
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日  
令和5年10月1日 外
- 2 届出年月日  
令和5年10月19日
- 3 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課
- 4 その他  
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八斗木土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
前 田 政 明	雲仙市国見町土黒庚2058番2

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称  
警察用船舶「でじま」船舶定期検査等整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県警察本部警務部会計課  
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法  
船舶整備
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和5年10月5日
- 6 落札者

長崎県佐世保市白岳町826番地

大洋造船鉄工 有限会社 取締役 橋村 勉

7 落札価格

¥62,000,000－（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和5年8月25日

9 落札方式

最低価格

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)二二一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏弥  
クイックプリント